

## 東日本大震災からの復興と財政

愛知大学

名誉教授 宮入興一



### 1. はじめに

大震災の発生から1年10ヵ月、被災地は今や復旧から復興への過程にある。しかし、避難者はいまだ33万人、原発災害の福島を中心に県外避難者も7万人に達し、被災者の生活再建と被災地の生業・コミュニティの復興は容易ではない。その背後には、国の復興政策の遅れと失敗が大きな影を落としている。

本稿の課題は、今回の大震災に対応すべき復興政策、復興計画の基本的な理念と仕組みの対抗軸と問題点を摘出し、これらに照らして復興予算と復興税財政の実態を解明し、今後の課題を提起することにある。

### 2. 大震災をめぐる復興理念の対抗と問題点

大震災からの復興は何を目指すのか。その復興理念はどうあるべきであろうか。

従来、政府や官僚機構により打ち出された災害復興の理念は、大規模公共事業を柱とするハードな「開発・成長型復興」であった。その典型は、阪神・淡路大震災時に提唱された「創造的復興」論である。しかし、兵庫県10年検証委員会の調査によれば、阪神・淡路大震災での14兆円を越す復興需要の9割は域外へ流出した。もし地元循環率をもっと高ければそれだけ復興は早かったと指摘されている。「創造的復興」では、被災地外の大手企業に復興需要も利益も流出し、被災者の生活再建にも被災地の経済復興にも繋がりにくい。

しかし、「創造的復興」だけが唯一の復興理念ではない。その点で注目されるのは、関東大震災時（1923年）における福田徳三の「人間復興」の理念である。福田の「人間復興」とは、災害で破壊された「生存機会の復興」、すなわち「生活、営業及労働機会（これを総称して営生の機会という）の復興を意味する」。

道路や建物の復興は「営生の機会」を維持・擁護するために必要ではあっても、手段に過ぎず、目的ではない。「人間復興」は、その後、基本的人権を高く掲げた戦後の日本国憲法のもとでこそ、災害復興の基本理念として、蘇生されるべきであったといえよう。基礎自治体を基本に、住民自治の下にコミュニティを蘇らせ、被災者の生活再建、被災地の生業復興、勤労者の雇用再生の結合によって災害復興を図っていくことこそが、大宗なのである。

しかし、東日本大震災の復興理念は、これとは大きくかけ離れていた。現に、大震災の復興理念と方針を検討すべき復興構想会議への政府の諮問自体が、阪神・淡路の歴史的教訓に学ばず、逆に「創造的復興を目指すことが重要である」、としていた。構想会議の答申やそれを受けた東日本大震災復興基本法が、「単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的対策」、「21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して、（国内外の諸課題を解決するための）先導的な施策」に取り組むことを、同法の「基本理念」に高く掲げたことは、「創造的復興」の具体化であったということができよう。この方針は、日本経団連など財界主流の一連の復興提言を土台としており、復興予算の方向をも規定していくのである。

なお、東日本大震災の復興過程は、こうした上と外からの「創造的復興」だけが一方的に押しつけられることを許さない状況や運動をも呼び起こしている。現に、被災地では、県や市町村レベルで様々な被災者、住民自治組織等のニーズやこれを反映した「人間復興」への運動が自治体を巻き込んで展開しており、「創造的復興」との対抗軸が鮮明になってきている。

### 3. 復興予算・復興事業の特徴と問題点

復興理念と復興政策の内実は、復興予算と復興事業等のあり方に端的に表れざるを得ない。

東日本大震災関係予算は、2010・11年度の予備費、11年度の第1～3次補正予算、12年度当初予算を合わせて合計約19兆円である(表1)。第1次補正予算は、災害救助、ガレキ処理、災害復旧、緊急融資を中心に約4兆円が、また、第2次補正予算は、地方交付税、生活再建支援金、原発損害賠償、予備費などの緊急支出に充てるとして約2兆円が計上された。第3

次補正予算は、本格的復興に必要な経費として約9兆円が追加された。2012年度からは、復興予算を統一的に管理する会計として「東日本大震災復興特別会計」が設けられ、約3.8兆円が計上された。しかし、復興予算全体の柱となったのは2011年度第3次補正予算なので、以下、11年度第3次補正予算を中心に、12年度当初予算、13年度概算要求をも加味して、東日本大震災関係経費の分析を手懸かりに、復興事業の特徴と問題点について究明していこう。

表1 東日本大震災関係経費の内訳

(単位: 億円、%)

年 度	2010	2011	2011年度(補正予算)			2012年度	合 計	
	予備費	予備費	第1次 (5月2日)	第2次 (7月25日)	第3次 (11月21日)	当初 (復興特会)		(%)
(1) 災害救助等関係経費	301	503	4,829	-	941	762	7,336	3.9
(2) 災害廃棄物処理事業費	-	-	3,519	-	3,860	3,442	10,821	6.1
(3) 公共事業等関係費	-	-	16,179	-	14,734	5,091	36,004	20.3
(4) 災害関連融資関係経費	-	-	6,407	-	6,716	1,210	14,333	8.1
(5) 地方交付税交付金	-	-	1,200	5,455	16,635	5,490	28,780	16.3
(6) 東日本大震災復興交付金	-	-	-	-	15,612	2,868	18,480	10.4
(7) 全国防災対策費	-	-	-	-	5,752	4,827	10,579	6.0
(8) その他の東日本大震災関係経費	377	-	8,018	3,779	24,631	3,999	40,804	22.8
(9) 原子力災害復興関係経費	-	-	-	2,754	3,558	4,811	11,123	6.3
(10) 東日本大震災復旧復興予備費	-	-	-	8,000	-2,343	4,000	9,657	5.1
(11) 国債整理基金特別会計へ繰入	-	-	-	-	-	1,253	1,253	0.7
合 計	678	503	40,153	19,988	90,096	37,754	189,170	100.0

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数が合計と一致しない場合がある。  
 (資料) 財務省「予算書・決算書データベース」、各予算の「説明」等、より作成。

#### (1) 大震災関係経費一見かけほどは「真水部分」

第1に、大震災関係予算のうち実際に復興に充当される「真水部分」は見かけほど大きくはない。例えば、第3次補正予算約11.7兆円の中には第1次補正で充当された基礎年金臨時財源減額の補填分約2.5兆円が含まれていた。これと予備費の減額分2,343億円を差引いた大震災関係経費は、約9.0兆円と見積もられる。しかし、ここにも円高対策費約2兆円が潜り込ませてある。また、すぐ後述の「全国防災対策費」の約1兆円、「その他の東日本大震災関係経費」約4兆円の内約1.3兆円についても、直接震災復興経費ではない部分が紛れ込んでいる。さらに、財務省の「平成23年度決算説明」によれば、11年度予備費、第1次～第3次補正までの震災関連経費総額約14.9兆円の内、実際に支出された経費(予算現額)は9.1兆円(60.6%)に過ぎず、残る4.8兆円(32.0%)は繰越され、不用額も1.1兆円(7.4%)に達した。災害廃棄物

処理事業費も約1.1兆円計上されたが、最終処理はまだ約18%と著しく遅れており、これには、処理能力不足に加え、ゼネコン丸投げの下請搾取構造がある。

#### (2) 「全国防災対策費」の不適切な「流用問題」

第2に、「全国防災対策費」は、2011年度第3次補正予算と12年度当初予算の合計で約1.06兆円、うち約5割が一般公共事業、3割が学校施設の耐震化等、1割が警察・消防・自衛隊等の施設の整備等に充てられ、主に被災地外の全国の施設に充当された。13年度概算要求でも全国防災対策費は0.94兆円計上され、累計額は約2兆円にも達する。「全国防災対策費」は、復興基本方針において、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」とされていた。

しかし、周知のように、この経費は、国交省の沖縄の国道整備、首都圏の国税庁庁舎の耐震化、国立競技場の耐震補強等、被災地に直接関係のない多数の支出

項目を含み、「流用問題」が取りざたされた。「全国防災対策費」は、仮に必要であるとしても、復興増税を財源とし、かつ被災地復興という明確な目的をもった復興特別会計でそれを処理することは不適切である。必要なら、一般会計で処理すべきだからである。こうした不適切な「流用問題」の発生理由は、各省庁の災害便乗型予算要求にある。しかし、その基礎には、前章で検証した復興基本法や基本方針における復興理念の誤りがある。これを正すには、個別事業の仕分けや見直しでは到底不十分であって、復興基本法と復興基本方針の抜本的改正が不可欠である。一方、「全国防災対策費」の予算執行率は11年度決算で22.6%と極めて低い。反対に、繰越率は74.2%と高く、計上予算のほぼ全額(97%)が次年度までに使い切る予定とされている。全国防災対策費の約50%を占める一般公共事業関係費の約9割は国交省予算、残り1割は農水省予算であって、この2つの公共事業官庁における災害便乗型支出の本質は明白であるといえよう。

### (3)「その他の東日本大震災関係経費」における「不都合な真実」

第3に、復興予算が被災地と関係の薄い事業に充当されているもう1つの典型例は、表1の「その他の東日本大震災関連経費」の中にある。特に、重大な問題は、大企業と関連産業への補助金投入を主軸とする諸事業で便乗傾向が強いことである。例えば、「国内立地補助金」は、震災による産業空洞化に対応したサプライチェーン中核分野の生産・研究開発拠点の立地促進の名目で、被災地とは直接関係のないトヨタ、三菱電機、東芝、キャノン、京セラなど大企業とその関連企業に約8割が支出されている。「国内立地補助金」の約94%が被災地以外分であり、しかも、補助金交付の選考は、経済産業省から野村総研に委託されていた。また、「資源権益確保関連」には、空洞化対策を名目とするレアアース・天然ガス鉱山の買収(経済産業省)や、シーシェパードによる日本の調査捕鯨に対する妨害への支援(農水省)等の事業が含まれている。その他、エコ補助金やエコポイントの増額(経済産業省)、アジア・北米との青少年交流事業(外務省)、災害

派遣にともなう自衛隊輸送機の購入(防衛省)など、被災地の復興とは直接関係のない、各省の権益確保型事業の便乗要求が極めて多数混入されている。

その一方、被災地の中小企業再建を支援するために創設された「グループ補助金」は予算が足りず、申請企業の1/4程度しか採用されていない。補助金総額が少なすぎる上に、中小企業庁の認定基準が非被災地の大手企業を優先しており、改善の余地が少なくない。

また、「二重債務」への対応も、制度は新設されたがうまく機能していない。例えば、「産業復興機構」は中小企業基盤整備機構の余剰金2,000億円で被災4県に創設された。だが、救済対象が再建可能な優良企業に限られた。そのため、議員立法で「事業者再生支援機構」が最大5,000億円の買取りを目途に新設された(2012.2.22)。しかし、後者も、相談受付件数873件に対して、支援決定件数は104件(11.9%)に過ぎない(2012.12.26現在)。生業再建については、一定の前進面がある一方、ハードルは依然として高い。

なお、この分野の経費の予算執行率は、11年度決算で87%と極めて高い。特に大企業関連や権益確保型の支出は、大部分が100%近い予算執行率を確保している。これは、先述の「国内立地補助金」を含む大多数の項目で、経費を外部機関に補助金や出資として支出し、これを「基金」として積立て、後日に運用する仕組みを利用しているからである。ここにも、災害便乗型の巧妙な省益確保体制が端的に表れている。

### (4)「東日本大震災復興交付金」の前進面と限界

第4に、第3次補正予算の最大の目玉は、「東日本大震災復興交付金」1.56兆円とされている。これは、大震災復興基本法に基づく「東日本大震災復興特別区域法」により、「復興特別区域」(以下、「復興特区」)の設置を目指す自治体の、主に道路や土地再編等のハード事業(「基幹事業」)を促進させるための「一括交付金」である。一部は、基幹事業と関連するソフト事業(「効果促進事業」)にも充当可能である。復興交付金は、自治体ごとの多様な復興計画に対応できる比較的潤沢で自由度の高い一括交付金であるとされる。

たしかに、復興交付金は、5省40事業に係る、道

路、下水道、防災集団移転、土地区画整理、公営住宅、農地基盤整理、漁業集落整備など、主にインフラ復興のための基幹事業への交付金が、内閣府(後に復興庁)によって一括計上される。しかし、実際の事業実施管理の主体は各所管省である。そのため、被災自治体からは、申請に際して所管省による使途の制限や事業内容の精査を求められるなど、被災地の実態に合致しない、使い勝手の悪さが指摘されている。

たしかに、「復興交付金」は、基金の造成、年度間の調整、事業間の流用(ただし、同一担当大臣の範囲内のみ)などが認められており、旧来の「補助金の交付金化」と比べれば、使途と運用の自由度は高まっている。しかし、「一般交付金」との説明とは裏腹に、自治体にとって肝心の財政自主権が地方交付税交付金のように保障されていない。国の所管省庁の権能が優先され、根深い限界がある。ただ、事業のメニューとしては、津波復興拠点整備事業や造成宅地滑動崩落緊急対策事業の新設、また、限定的とはいえ液状化対策推進事業等により、被災者の負担軽減措置が幾分拡げられている。以上のように、震災復興交付金は、一定の前進面を有する一方、基本的な限界性を抱えているといつてよい。

#### (5) 「地方交付税交付金」の使途と「取崩し型復興基金」の活用

第5に、「地方交付税交付金」約2.9兆円は、主に「復興特別地方交付税」等の加算分である。例えば、防災集団移転などへの補助率引上げでもなお残る自治体負担分の軽減や震災復興交付金の補完財源等としても充当可能となる。ただし、防災集団移転の際の個人住宅建設、液状化や崩壊宅地の住宅再建、事務所・店舗の再建などは、依然として個人責任とされている。

なお、今回注目されるのは、この特別交付税加算分に、従来の「積立て運用型復興基金」に替えて、「取崩し型復興基金」が、9県1,960億円分の規模で算入されたことである。基金の運用方式(直営方式か、財団方式か、等)は各県の判断にゆだねられ、また、被災者に対してきめ細かい事業を推進するために、市町村レベルでの基金の設立も可能となった。被災者の生

活復興、住宅再建、生業再生、コミュニティの復活に、復興基金の活用が期待されている。ただし、その実際の運用において、個人住宅の再建や事業者の事業継続にどの程度成果を上げうるのか、また、予算に計上され基金総額で被災者のニーズに十分応えうるかは、今後精査されなければならない。

#### (6) 「原子力災害復興関係費」の貧困な中身

第6に、原子力災害については、被災者に対する損害賠償補償金や損害賠償支援機構の創設経費のほか、主に汚染土壌等の除染、汚染廃棄物処理費等に、合計1.1兆円が計上されている。しかし、賠償補償金や処理費用は10兆円より遥かに巨額になることは必至であって、この程度の金額では極めて不十分なことは明白である。また、東電と国の責任の所在が曖昧で、東電と国との負担配分も不明確であるなど、多くの重大な問題が残されている。

#### (7) 2011年度決算概要にみる震災復興経費とその運用の問題点

なお、最近発表された2011年度決算概要(予備費、第1次～3次補正予算)によれば、大震災復興経費の総額は約14.9兆円とされている。その内訳は、生活再建支援関係2.8兆円(18.9%)、産業再建支援関係4.2兆円(28.1%)、地方交付税交付金2.2兆円(15.0%)、復興交付金1.6兆円(10.5%)、原子力関係約1兆円(6.6%)となっている。経費総額の内、全国的課題対策経費は厳密にみても2.2兆円(14.7%)を下らない。それ以外に、震災関係経費に含まれる「円高対策費」などを加えれば、復興予算の被災地以外への漏出分は相当な額に上るのであろう。

復興予算の不適切な使用が指摘される一方、被災地では、復興の遅れと予算の使い残しといういびつな現象が生じている。事実、予算現額14.9兆円に対して執行額は9.05兆円、執行率は61%に過ぎない。使われなかった5.9兆円のうち1.1兆円は不用額として処理され(不用率7.4%)、残り4.8兆円は繰越され(繰越率32%)、関係官庁が引き続き復興事業に充当することになる。

こうした、復興が遅れる一方、予算が余るいびつな

現象はなぜ生じるのだろうか。その原因は、①ガレキ処理、高所移転などの事業実施の際、基本計画の変更や住民の合意形成、用地確保等に時間がかかること、②復興の業務量が急増する一方、被災自治体の職員の減少と不足が著しく、関係機関との調整や事務処理が遅れること、③中央省庁の手続きが煩瑣で査定も厳しく、事務手続きが遅延すること、④事業の実施に必要な資材や人員の確保が十分できないこと、等である。いずれも、復興予算の確保だけではなく、復興事業を実施するための障害を、国が責任をもって早急に除去することが緊要な課題であることを示している。

#### 4. 復興財源と復興増税問題

##### (1) 復興財源の調達

東日本大震災からの復興財源について、政府は、前半5年間で19兆円程度、10年間で23兆円程度と見込んでいた。そのために、政府は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、「復興財源確保法」)を制定した(2011.12.2 施行)。復興財源確保法では、前半5年間(2011~15年度)を「集中復興期間」とし、19兆円程度の必要財源から、第1次・2次補正予算で手当済みの歳出削減額など約6兆円を差し引いた残り13兆円程度の財源を確保するとした。そのために、既定経費の削減、税外収入等による財源確保が5兆円であると前提し、時限的な増税措置(「復興特別税」)を行なうとしている。その際、先行する復興事業を賄うための一時的な繋ぎ財源として「復興債」の発行を定め、復興債の償還財源については、税外収入の他に、主要には復興特別税をもって充てるとした。

実際の財源措置としては、表2のように、2011年度第1次~3次の補正予算で約15.1兆円、これに12年度の当初予算額約3.8兆円を加えると、それだけで、前半5年間で約19兆円の当初財源想定額はほぼ使い果たしてしまうことになる。しかも、市町村計画を積上げた10年間の復興予算見込額は、岩手県約8兆円、宮城県約12.8兆円、かつ原発事故で試算が遅れてい

る福島県を含めると、最低30兆円は下らない。財源は復興増税のほか、当面一部は通常国債とは別枠の「復興債」で調達し、前半5年間は、国債整理基金への財投特会からの繰入れやJT株、東京メトロ株の売却などの税外収入を繰入れるとしている。しかし、復興債も、結局は大部分を増税分で償還せざるを得ない以上、問題は、復興増税そのものの中身である。

表2 東日本大震災復興経費の財源内訳

(単位:億円、%)

年 度	2010	2011	2011年度(補正予算)			2012年度 当初 (復興特会)	合 計	計 (%)
			第1次 (5月2日)	第2次 (7月25日)	第3次 (11月21日)			
区 分	予備費	予備費						
(1) 復興特別税	-	-	-	-	-	5,305	5,305	2.8
(2) 一般会計からの繰入	-	-	-	-	-	5,507	5,507	2.9
(3) 既定経費の減額	-	-	37,102	-	1,648	-	38,750	20.5
(4) 税外収入	-	-	3,050	-	187	118	3,555	1.8
(5) 余剰金受入(2010年度分)	-	-	-	19,988	-	-	19,988	10.6
(6) 予備費充当財源の活用	678	503	-	-	-	-	1,181	0.6
(7) 復興債	-	-	-	-	88,260	26,823	115,083	60.8
合 計	678	503	40,153	19,988	90,096	37,754	189,170	100.0

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数が合計と一致しない場合がある。  
(資料)財務省「予算書・決算書データベース」、各予算の「説明」等、より作成。

##### (2) 「復興増税」の中身と本質

復興増税(「復興特別税」)の対象は、政府当初案では、所得税、法人税、個人住民税、たばこ税で、増税期間は所得税10年、個人住民税5年としていた。しかし、表3のように、民主・自民・公明の三党合意で、各25年、10年に延長され、税負担もひきあげられた。

一方、復興財源については、政府は最初、「現役世代で担って、将来世代には先送りしない」、と明言していた。しかし、消費税については、「社会保障と税の一体改革」の税源にするとして政府当初案から除外されたため、主要財源としては、所得税と法人税しか残っていない。しかし、法人税については、経団連や経済同友会などの財界が、国際競争を名目に法人税実効税率の大幅な引下げを強く要求した。そこで考え出されたのが、復興財源づくりのために法人税の増税を受け入れるとみせかけて、その実、大幅な法人税減税を獲得するというトリックであった。

政府案では、現行法人税率(国税分)30%を先ず4.5%引下げ、その上で、これに10%の付加税を3年間課税する(税率28.05%)。これは、現行税率と比べると1.95%の減税、4年目以降は4.5%の実質減税となる。ところが、政府も財界も、法人税で3年間、

総額 2.4 兆円の「増税」に協力したと主張したのである。しかし、現行制度と比べれば、表 3 のように、この「増税」分を勘案しても、法人税は、実質 10 年間で 5.6 兆円、25 年間では 17.6 兆円もの大幅減税を達成することになる。これは、法人税の「復興増税への協力」というポーズをとった、法人税の「実質大減税」というトリックに他ならない。逆に、所得税は付加税により当初の 5.5 兆円が 7.3 兆円へ、個人住民税は均等割が 0.15 兆円から 0.6 兆円へ引上げられ、庶民増税は一段と強められたのである。

表 3 復興増税案とその変化  
(政府当初案と三党合意最終案との比較)

区 分	増税期間(年)		増 税 額 ( 兆 円 )		備 考
	当 初	最 終	当 初	最 終	
所得税付加税	10	25	5.5	7.3	付加税率は、当初案の10年間で4%が、最終案では25年間で1.6%となること、年2.1%へと増税見送り
所得控除等見直し	5	-	0.7	-	
個人住民税均等割	5	10	0.15	0.6	均等割引上げ(年500円→1000円)
控除等見直し	4	10	0.2	0.2	個人住民税退職所得10%税額控除の廃止
たばこ税引上げ	5	-	2.2	-	見送り(国・地方で各1円/1本の引上げ)
(小計)①	-	-	8.8	8.1	
法人税② (実質減収分)	3	3	2.4 (△17.6)	2.4 (△17.6)	名目増税(3年期限) 法人税実質減税(25年間分)
合計①+② (実質減収分)	-	-	11.2 (△6.4)	10.5 (△7.1)	名目増収 実質減収(25年間分)

(注) 概算による推計なので、合計等が合わない場合がある。  
(資料) 2011年度税制調査会 第9回、第11回、第17回参考資料及び政府資料、より作成。

しかも、問題はそれだけにはとどまらない。「復興増税」は、当面はともかく、25 年間では増減税が相殺され、法人税減税に基因して実質マイナス 7.1 兆円の減税超過となる。その結果、「復興増税」は、復興財源としてさえ不足するのである (表 3 の最下段)。とすれば、ここでも最後の頼みの綱は、消費税の増税に帰着する。ここに、「復興増税」のだましのトリックがある。現役世代だけでなく、25 年間にもわたり将来世代にも庶民増税を押しつけ、しかも、結局は復興財源の不足が生じ、その穴を再び消費税で埋めるという仕掛けなのである。しかも、所得税、住民税に加えて、消費税の大幅増税ということとなれば、それは、震災被害から懸命に立ち上がろうとしている多数の被災者と被災地に、致命的な打撃を与えることは避けられない。「復興増税」は、実は、復興の足を引っ張りかねない「増税」というパラドックスなのである。

しかしながら、「復興増税」だけが唯一の財源調達方法ではない。当面、10 兆円ほどの復興財源は、不要不急の八ッ場ダムなどの大規模公共事業、「思いやり予算」等の見直し、法人税減税 (年 1.2 兆円) と証券優遇税制の中止 (年 5,000 億円) を数年行うだけで大きな困難なく生み出せる財源である。復興財源については、不要不急の歳出削減、不公平税制の是正を第一に、もし不足が生じた場合には、260 兆円の内部留保をもつ法人に特別の「復興支援国債」、個人については「復興永久国債」の活用なども考えられよう。

## 5. おわりに

東日本大震災とその復興過程は、20 世紀から続く日本の経済社会に根本的な問題を投げかけた。いまや震災復興をめぐる「対抗軸」は、復興財政の中身を、被災者の生活と生業再建、コミュニティの再生、地域内再生産の復興へのテコとして支出し、その財源を不要不急の歳出削減と不公平税制の是正、遊休資金の活用で調達するのか、それとも、大手企業を中心とする開発・成長最優先の事業や全国課題に支出を傾斜させ、その税財源を所得税、住民税のような庶民増税と、結局は消費税増税に帰着させ、被災者・被災地の復興を妨げ遅らせるのかにある。

大震災から 2 年、未だ多くの深刻な困難を抱えている多数の被災者と被災地の「人間復興」にとって、復興財政のあり方は、決定的に重大な意義を有している。それは同時に、わが国の将来社会と、今後来るべき巨大災害時の復興のあり方に対しても、重大な課題を投げかけているということができよう。

### 補注

本稿に関する詳細な補注等は参考文献 (2) を参照されたい。

### 参考文献

- (1) 宮内興一 (2012) 「震災復興と税財政」日本租税理論学会編『大震災と税制』、法律文化社。
- (2) 宮内興一 (2013) 「東日本大震災をめぐる復興予算・復興事業と税財政問題」『年報・中部の経済と社会』、愛知大学中部地方産業研究所。